

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 規則

○埼玉県恩給支給規則の一部を改正する規則 (職員課)

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告

(NPO活動推進課)

○入間都市計画生産緑地地区の変更 (みどり再生推進室)

○越谷都市計画生産緑地地区の変更 (生活衛生課)

○管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課)

○大規模小売店舗の変更に關する公告 (商業支援課)

○ヨ一ネ病患畜の発生 (畜産安全課)

○県営土地改良事業斎条地区(区画整理事業)の換地計画の決定及び換地計画書の写しの縦覧 (農村整備課)

○県有地の売払いに關する入札公告 (用地課)

(河川砂防課)

○東松山市市の川特定土地画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (市街地整理課)

○荒川右岸流域下水道ばいじん(セメント原料化)処分業務その1に關する入札公告 (荒川右岸下水道事務所)

○荒川右岸流域下水道ばいじん(セメント原料化)処分業務その2に關する入札公告 (荒川右岸下水道事務所)

○中川流域下水道ばいじん(セメント原料化)処分業務その1に關する入札公告 (中川下水道事務所)

○中川流域下水道ばいじん(セメント原料化)処分業務その2に關する入札公告 (中川下水道事務所)

○開発行為に關する工事の完了公告 (建築指導課)

○開発行為に關する工事の完了公告 (東松山県土)

○県立総合教育センター研修サポートシステム構成機器貸借に關する一般競争入札公告 (総合教育センター)

○一般国道百二十二号の区域の変更 (行田県土)

○収去した飼料等の試験結果の概要の公表 (農総研水田農業研究所)

○埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課)

○開発行為に關する工事の完了公告 (飯能県土)

○埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課)

○開発行為に關する工事の完了公告 (飯能県土)

○埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課)

## 規則

埼玉県恩給支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年二月十三日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第五号

埼玉県恩給支給規則の一部を改正する規則

埼玉県恩給支給規則(昭和四十一年埼玉県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「浦和市」を「さいたま市」に改める。

第三条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記様式第一号中 「職員課長 様」を「(あて先) 埼玉県会計管理者」に改め、

「今後当方において」を「受ける」や「の」に、「は」下記により振り込まれたに依頼いたします」を「を下記の口座に振り込みよう依頼いたします」に、「預金種別」を「口座種別」に、「預金口座番号」を「口座番号」に改める。

別記様式第二号中「公務員」を「元公務員」に、「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改め、同様式の備考を削る。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第二百四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年二月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年二月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人どりいむ

三 代表者の氏名

下山 和子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町四丁目一〇一番地鯉平ビル1F

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県の障害者(児)に対し、地域生活に必要な支援や介護を行い、誰もが住み慣れた街で、豊かに暮らせる地域社会を創造すること、福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第二百五号

入間市から入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生推進室において縦覧に供する。

平成二十一年二月十三日

埼玉県知事 上田清司

越谷市から越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生推進室において縦覧に供する。

平成二十一年二月十三日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第二百七号

美容師法(昭和三十三年法律第百六十三号)第十二条の三第二項の規定により、管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

平成二十一年二月十三日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第二百八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年二月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

加須駅前ビル

加須市中央一丁目二百七十二の二 他

一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目一番二十五号

二

財団法人美容師美容師試験研修センター

タ

二 講習日程及び講習会場

イ 平成二十一年五月十二日～二十六日までの間のうち三日間

さいたま市浦和区仲町三丁目五番

一 号

埼玉県民健康センター

ロ 平成二十一年六月十六日～三十日

さいたま市浦和区仲町三丁目五番

までの間のうち三日間

一 号

埼玉県民健康センター

三 受講料

一万八千円

## ロ 変更の概要

## 駐輪場の位置及び収容台数

|       |       |    |      |      |      |
|-------|-------|----|------|------|------|
| (変更前) | 第一駐輪場 | 位置 | 図面省略 | 収容台数 | 九五台  |
|       | 第二駐輪場 | 位置 | 図面省略 | 収容台数 | 五一台  |
|       | 第三駐輪場 | 位置 | 図面省略 | 収容台数 | 二〇台  |
| (変更後) | 第一駐輪場 | 位置 | 図面省略 | 収容台数 | 一一五台 |
|       | 第二駐輪場 | 位置 | 図面省略 | 収容台数 | 五一台  |

## ハ 変更年月日

平成二十一年九月三十日

## ニ 届出年月日

平成二十一年一月二十九日

## 二 縦覧期間

平成二十一年二月十三日から平成二十一年六月十五日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十一年二月十三日から平成二十一年六月十五日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

## 埼玉県告示第二百九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年二月十三日

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社西友 小手指店

所沢市小手指町一丁目二十五番三十六号

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称

## (変更前)

株式会社西友 代表取締役 渡邊 紀征

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

## (変更後)

株式会社西友 代表取締役 エドワード・ジェームス・カレッジスキ

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

## (変更前)

株式会社西友 代表取締役 渡邊 紀征

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

## (変更後)

株式会社西友 代表取締役 エドワード・ジェームス・カレッジスキ

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

## ハ 変更年月日

平成十八年三月二十九日

## ニ 届出年月日

平成二十一年一月三十日

## 二 縦覧期間

平成二十一年二月十三日から平成二十一年六月十五日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年二月十三日から平成二十一年六月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第二百十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年二月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社西友 小手指店

所沢市小手指町一丁目二十五番三十六号

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

第一、第二駐車場 位置 図面省略 収容台数 合計 七二三台

(変更後)

第一駐車場 位置 図面省略 収容台数 合計 六七九台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

第一、第二駐車場 位置 図面省略 六箇所

(変更後)

第一駐車場 位置 図面省略 四箇所

ハ 変更年月日

平成二十一年十月一日

ニ 届出年月日

平成二十一年一月三十日

二 縦覧期間

平成二十一年二月十三日から平成二十一年六月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課  
埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に對し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年二月十三日から平成二十一年六月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第二百十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年二月十三日

埼玉県知事 上田清司

|                |                 |            |              |       |                |     |
|----------------|-----------------|------------|--------------|-------|----------------|-----|
| 牛              | ヨーネ病            | 患畜         | 一頭           | 上尾市   | 平成二十一年<br>二月五日 | 法令殺 |
| 伝染病及び<br>家畜の種類 | 患畜及び<br>疑似患畜の区分 | 頭数及び<br>群数 | 発生場所又は<br>区域 | 発生年月日 | 処置             |     |

埼玉県告示第二百十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業斎条地区(区画整理事業)の換地計画を平成二十一年二月十日に定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及びその換地計画書の写し

を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年二月十三日  
埼玉県知事 上田清司  
縦覧期間  
平成二十一年二月十六日から  
平成二十一年三月十四日まで  
縦覧場所  
行田市役所

埼玉県告示第二百十三号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年二月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 入札内容

イ 件名

土地の売払い

ロ 物件の表示

物件番号 一

|               |    |            |
|---------------|----|------------|
| 土地の所在         | 地目 | 地積(平方メートル) |
| 越谷市蒲生寿町二五七二番一 | 宅地 | 二二四・四七     |
| 越谷市蒲生寿町二五七三番一 | 宅地 | 九〇・三八      |

物件番号 二

|               |     |                       |
|---------------|-----|-----------------------|
| 土地の所在         | 地目  | 地積(平方メートル)            |
| 草加市神明二丁目一四三番一 | 雑種地 | 一一六・二四(登記地積は、一<br>一六) |

二 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所並びに問い合わせ先

イ さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 衛生会館三階 埼玉県県土整備部

ロ 越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号 埼玉県越谷県土整備事務所管理担当 小倉、渡辺 電話 ○四八―九六四―五二二一(代表)

倉、渡辺 電話 ○四八―九六四―五二二一(代表)

四 入札手続等

イ 入札参加申込み

持参又は郵送によるものとし、その日時等は次のとおりとする。

(1) 持参による申込み

(一) 日時 平成二十一年三月五日(木)及び同月六日(金) 午前九時から  
十二時まで及び午後一時から五時まで

(二) 場所

次のいずれかに持参すること。

(イ) さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 衛生会館三階 埼玉県県土整備部用地課管理担当

(ロ) 越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号 埼玉県越谷県土整備事務所管理担当

当

(2) 郵送による申込み

(一) 期限 平成二十一年三月六日(金) (午後五時必着)

(二) 送付先 郵便番号三三〇―九三〇一 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県県土整備部用地課管理担当

ロ 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時

(一) 物件番号一  
平成二十一年三月十三日(金) 午前十時から

(二) 物件番号二

平成二十一年三月十三日(金) 午前十一時から

各締切後開札

(2) 場所 越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号 埼玉県越谷県土整備事務所二階  
会議室

ハ 入札保証金

入札参加者の見積もった契約金額に入札保証金の率(百分の五以上)を乗じた額(納付書兼領収書により納付すること。)

ニ 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

(2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書



(3) 埼玉県財務規則(昭和三十九年埼玉県規則第十八号)第九十七条の規定に該当する入札書

ホ 落札者の決定方法

埼玉県財務規則第九十四条の規定に基づいて作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札を行った入札者を落札者とする。

埼玉県告示第二百四十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十一年二月十三日  
埼玉県知事 上田清司

- |                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| 一 許可番号                | 第二〇〇八一—三九一〇号        |
| 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域 | 所沢市東狭山ヶ丘五丁目二七五三番外八筆 |
| 三 雨水流出抑制施設の容量         | 容量 三九九・〇立方メートル      |

埼玉県告示第二百五十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、東松山市市の川特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があつたので、次のとおり公告する。

平成二十一年二月十三日

辞任した理事の氏名及び住所  
埼玉県知事 上田清司

氏名 住所  
鈴木 昇 東松山市小松原町二〇番五号

埼玉県告示第二百十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年二月十三日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量  
荒川右岸流域下水道ばいじん(セメント原料化)処分業務その1 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間  
平成21年4月1日(水)から平成22年1月31日(日)まで。
- (4) 履行場所  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第14条第6項の規定に基づくばいじんの中間処分の許可を受けている者が事業の用に供する処理施設
- (5) 入札方法  
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札単価とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「廃棄物処理業務」の各等級に格付された者であること。
- (3) 入札日において、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止措置期間中でない者であること。
- (4) 入札日において、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置期間中でない者であること。
- (5) 廃棄物処理法第14条第6項に規定する許可を受けている者のうち、事業の範

用として、ばいじんの中間処分業の許可を受けている者であること。

(6) 廃棄物処理法第15条第1項に規定する許可を受けている者のうち、年間のばいじん処理能力が1,500トン以上の産業廃棄物中間処理施設を有している者であること。

(7) 平成21年2月1日前5年間に、ばいじん発生量が年間3,000トン以上の下水処理場から発生するばいじんをセメントの原料として再資源化するための中間処理業務を、継続した1年間以上の契約において、適法に履行した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先  
〒351-0115 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号 埼玉県荒川右岸下水道事務所 総務・管理担当 大場 光治 電話048-466-9410

(2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から2月20日(金)まで、上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 現場説明会

開催しない。

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所  
埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所  
イ 日時  
平成21年3月30日(月) 午前9時45分

(5) 郵便による場合の入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

ア あて先  
〒351-0115 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号 埼玉県荒川右岸下水道事務所 総務・管理担当  
イ 提出期限  
平成21年3月27日(金) 午後3時(必着)

ウ 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札金額(単価)に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額(単価)に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した必要な書類を平成21年2月19日(木)から同月26日(木)までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかつた者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要件

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付して平成 21 年 2 月 18 日 (水) までに、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当 (048-830-5775 (直通)) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号) に提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を発注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and Quality of the Service to be Required

The 1 st part of disposal (cement raw material) of wetted soot and dust emitted from the sewage treatment plant of the Arakawa Right Bank District Regional Sewage System.

(2) Deadline for Submissions

By mail : 3 : 00 pm, March 27, 2009

In person : 9 : 45 am, March 30, 2009

(3) Contacts Points for More Information

Arakawa Right Bank District Regional Sewage Management Office,  
Department of City Development, Saitama Prefectural Government Nilkura 6-1-1,  
Wako-shi, Saitama-ken 351-0115 Telephone:048-466-9410

埼玉県川口区川口五丁目

WTO に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達のついでに、次のとおり一般競争入札に付す。

平成 21 年 2 月 13 日

埼玉県長 田 田 景 匡

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

荒川右岸流域下水道ばいじん (セメント原料化) 処分業務その 2 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成 21 年 4 月 1 日 (水) から平成 22 年 1 月 31 日 (日) まで。

(4) 履行場所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。) 第 14 条第 6 項の規定に基づき、ばいじんの中間処分の許可を受けている者が事業の用に供する処理施設

(5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札単価とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示 (平成 18 年埼玉県告示第 1543 号) に基づき、「廃棄物処理業務」の各等級に格付された者であること。

(3) 入札日において、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱 (平成 8 年 6 月 13 日付け出物第 180 号) に基づく指名停止措置期間中でない者であること。

(4) 入札日において、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱 (平成 19 年 3 月 27 日付け出物第 1153 号) に基づく指名除外措置期間中でない者であること。

(5) 廃棄物処理法第 14 条第 6 項に規定する許可を受けている者のうち、事業の範囲として、ばいじんの中間処分の許可を受けている者であること。

(6) 廃棄物処理法第 15 条第 1 項に規定する許可を受けている者のうち、年間のばいじん処理能力が 3,600 トン以上の産業廃棄物中間処理施設を有している者であること。

(7) 平成 21 年 2 月 1 日前 5 年間に、ばいじん発生量が年間 3,000 トン以上の下水



処理場から発生するばいじんをセメントの原料として再資源化するための中間処理業務を、継続した1年間以上の契約において、適法に履行した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先  
〒351-0115 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号 埼玉県荒川右岸下水道事務所 総務・管理担当 大場 光治 電話048-466-9410

(2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から2月20日(金)まで、上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 現場説明会

開催しない。

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所  
埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所

イ 日時

平成21年3月30日(月) 午前10時00分

(5) 郵便による場合の入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

ア あて先  
〒351-0115 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号 埼玉県荒川右岸下水道事務所 総務・管理担当

イ 提出期限

平成21年3月27日(金) 午後3時(必着)

ウ 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札金額(単価)に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。た

だし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額(単価)に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した必要な書類を平成21年2月19日(木)から同月26日(木)までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要件

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して平成21年2月18日(水)までに、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(048-830-5775(直通) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

- (9) 支払条件 発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and Quality of the Service to be Required

The 2nd part of disposal (cement raw material) of wetted soot and dust emitted from the sewage treatment plant of the Arakawa Right Bank District Regional Sewage System.

- (2) Deadline for Submissions

By mail : 3 : 00 pm, March 27, 2009

In person : 10 : 00 am, March 30, 2009

- (3) Contacts Points for More Information

Arakawa Right Bank District Regional Sewage Management Office,  
Department of City Development, Saitama Prefectural Government Niikura 6-1-1,  
Wako-shi, Saitama-ken 351-0115 Telephone:048-466-9410



埼玉県建設部 建設課

建設課 建設課長 田中 健一  
〒351-0115 さいたま市西区西本町二丁目一丁目一番地

平成二十一年二月十三日

埼玉県建設部 田中 健一

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量

中川流域下水道ばいじん(セメント原料化) 処分業務その1 一式

- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

- (3) 履行期間

平成21年4月1日(水)から平成22年1月31日(日)まで。

- (4) 履行場所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物

処理法」という。)第14条第6項の規定に基づくばいじんの中間処分業の許可を受けている者が事業の用に供する処理施設

- (5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該単価の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札単価とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「廃棄物処理業務」の各等級に格付された者であること。

- (3) 入札日において、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止措置期間中でない者であること。

- (4) 入札日において、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置期間中でない者であること。

- (5) 廃棄物処理法第14条第6項に規定する許可を受けている者のうち、事業の範囲として、ばいじんの中間処分業の許可を受けている者であること。

- (6) 廃棄物処理法第15条第1項に規定する許可を受けている者のうち、年間のばいじん処理能力が1,500トン以上の産業廃棄物中間処理施設を有している者であること。

- (7) 平成21年2月1日前5年間に、ばいじん発生量が年間3,000トン以上の下水道処理場から発生するばいじんをセメントの原料として再資源化するための中間処理業務を、継続した1年間以上の契約において、適法に履行した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷 4 丁目 2 番 82 号 埼玉県中川下水道事務所  
 総務・管理担当 野口 藤男 電話 048-966-6033

(2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から 2 月 20 日(金)まで、上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 現場説明会

開催しない。

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市南区辻 8 丁目 27 番 20 号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務

所

イ 日時

平成 21 年 3 月 30 日 (月) 午前 10 時 45 分

(5) 郵便による場合の入札書の提出先、提出期限及び提出方法

ア あて先

〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷 4 丁目 2 番 82 号 埼玉県中川下水道事務

所総務・管理担当 野口 藤男

イ 提出期限

平成 21 年 3 月 27 日 (金) 午後 3 時 (必着)

ウ 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額(単価)に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額(単価)に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規

則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した必要な書類

を平成21年2月19日(木)から同月26日(木)までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して平成21年2月18日(水)までに、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(048-830-5775(直通) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and Quality of the Service to be Required  
The 1st part of disposal (cement raw material) of wetted soot and dust emitted from the sewage treatment plant of the Nakagawa Regional Sewage System.

(2) Deadline for Submissions

By mail : 3 : 00 pm, March 27, 2009

In person : 10 : 45 am, March 30, 2009

(3) Contacts Points for More Information

Nakagawa District Regional Sewage Management Office, Department of City Development, Saitama Prefectural Government Koshigaya 4-2-82, Koshigaya-shi, Saitama-ken 343-0813 Telephone: 048-966-6033

埼玉県告示第二百十九号

MTIにおいて政府調達に関する特定の買入を定める調達について、その買入の一般競争入札に付する。

平成二十一年二月十三日

埼玉県長 田 田 豊 臣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

中川流域下水道ばいじん(セメント原料化) 処分業務その2 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成21年4月1日(水)から平成22年1月31日(日)まで。

(4) 履行場所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第14条第6項の規定に基づくばいじんの中間処分業の許可を受けている者が事業の用に供する処理施設

(5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札単価とするので、入札

者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「廃棄物処理業務」の各等級に格付された者であること。

(3) 入札日において、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止措置期間中でない者であること。

(4) 入札日において、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置期間中でない者であること。

(5) 廃棄物処理法第14条第6項に規定する許可を受けている者のうち、事業の範囲として、ばいじんの中間処分業の許可を受けている者であること。

(6) 廃棄物処理法第15条第1項に規定する許可を受けている者のうち、年間のばいじん処理能力が3,500トン以上の産業廃棄物中間処理施設を有している者であること。

(7) 平成21年2月1日前5年間に、ばいじん発生量が年間3,000トン以上の下水処理場から発生するばいじんをセメントの原料として再資源化するための中間処理業務を、継続した1年間以上の契約において、適法に履行した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先  
〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番82号 埼玉県中川下水道事務所  
総務・管理担当 野口 藤男 電話048-966-6033

(2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から2月20日(金)まで、上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 現場説明会  
開催しない。



(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所

イ 日時

平成21年3月30日(月) 午前10時30分

(5) 郵便による場合の入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

ア あて先

〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番82号 埼玉県中川下水道事務所

所総務・管理担当 野口 藤男

イ 提出期限

平成21年3月27日(金) 午後3時(必着)

ウ 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額(単価)に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額(単価)に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した必要な書類

を平成21年2月19日(木)から同月26日(木)までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

ばならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要件

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

無

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県

所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添

付して平成21年2月18日(水)までに、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格

審査担当(048-830-5775(直通) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1

号)に提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者

に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and Quality of the Service to be Required

The 2nd part of disposal (cement raw material) of wetted soot and dust

emitted from the sewage treatment plant of the Nakagawa Regional Sewage

System.

(2) Deadline for Submissions

By mail: 3:00 pm, March 27, 2009

In person : 10 : 30 am, March 30, 2009  
 (3) Contacts Points for More Information

Nakagawa District Regional Sewage Management Office, Department of City  
 Development, Saitama Prefectural Government Koshigaya 4-2-82, Koshigaya-shi,  
 Saitama-ken 343-0813 Telephone:048-966-6033

埼玉県告示第二四二一十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百  
 号)第二十六条第三項の規定により、次  
 の開発行為に関する工事が完了したの  
 で、公告する。

平成二十一年二月十三日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成二十一年二月二日

指令飯整第二〇〇〇一五一号

二 検査済証番号

平成二十一年二月九日第八十六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町中央四丁目一九番

七、一九番一〇、一九番一七、一九番

一八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北本市中丸九丁目二五八番地

関口 欣一

埼玉県告示第二四二一十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
 一般競争入札に付する。

平成二十一年二月十三日

埼玉県知事 上田 清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

県立総合教育センター研修サポートシステム構成機器貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成21年7月1日(水)から平成24年12月31日(月)まで

ただし、平成22年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について

減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 履行場所

埼玉県立総合教育センター深谷支所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセント  
 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その  
 端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、  
 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ  
 ず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するこ  
 と。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない  
 者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資  
 格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「物品  
 の賃貸」又は「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であるこ  
 と。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出  
 物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27  
 日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 本公告に示した物品を第三者をして貸し付けようとする者において、当該  
 物品を自ら貸し付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸し付けでき  
 る能力を有することを証明した者であること。

(6) 公告の前5年間に本件業務と種類及び規模をほぼ同じくするコンピュータ  
 システムの構築及び運用業務を履行した実績のある者であること。

(7) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明し  
 た者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所  
 並びに問い合わせ先

〒336-8555 埼玉県さいたま市緑区大字三室1305番地1 埼玉県立総合教育

センター総務担当 田澤 電話048-874-1221 (直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
 下記(3)の入札説明会又は平成21年2月16日(月)午前9時以後上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県深谷市上柴町西4丁目2番地7 埼玉県立総合教育センター深谷支所2号館 242研修室

イ 日時

平成21年2月23日(月)午後1時30分

- (4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市緑区大字三室1305番地1 埼玉県立総合教育センター311会議室

イ 日時

平成21年3月30日(月)午後2時

- (5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

埼玉県立総合教育センター総務担当

イ 受領期限

平成21年3月27日(金)午後5時(必着)

ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成21年3月13日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した調達案件を履行できると発注者が判断した入札者であつて、財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) 手続における交渉の有無

無

- (8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者が入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、平成21年2月20日(金)午後5時までに必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

- (9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

- (10) 特記事項  
 平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。  
 (11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 5 Summary  
 (1) Nature And quantity of the products to be leased :  
 Computer Network System for the Saitama Prefectural Education Center.

- This includes computer hardware, software and their maintained.  
 (2) Time-limit for tender : 2 : 00 p.m.30, March,2009(tender submitted by mail : 5 : 00 p.m.27, March, 2009)  
 (3) Contact point for more information :  
 General Affairs Section, Saitama Prefectural Education Center, Mimuro 1305-1, Midori-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 336-8555, Phone : 048-874-1221

埼玉県農林総合研究センター所長告示第四号

果の概要を次のとおり公表する。

平成二十一年二月十三日

埼玉県農林総合研究センター所長 星 裕治

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十年十二月に収去した飼料等の試験結果

1 栄養成分に関する検査

| 製造事業場等の名称及び所在地                    | 収去年月日  | 飼料の名称             | 製造(輸入)年月 | 試験結果の概要 |        |       |       |        |        |           |           |          |      | 備考 |            |            |  |
|-----------------------------------|--|-------------------|----------|---------|--------|-------|-------|--------|--------|-----------|-----------|----------|------|----|------------|------------|--|
|                                   |  |                   |          | 粗たん白質%  | 粗脂肪%   | 粗繊維%  | 粗灰分%  | カルシウム% | リン%    | 揮発性たん白窒素% | 水溶性たん白窒素% | ペクチン消化率% | TDN% |    | ME kcal/kg | その他検査(水分)% |  |
| 三幾飼料工業株式会社<br>草加工場<br>草加市松江3-13-9 | H20.12.2<br>左                                | 60%フアイツジュミール      | 20.12    | 60.0以上  | 12.0以下 | 5.9   | 0.1   | 19.7   | 6.01   | 2.78      |           |          |      |    |            | 7.3        |  |
| 三和農工株式会社<br>本庄市東台1丁目3番地6号         | H20.12.16<br>左                               | ワルサン人工乳アークターP配合飼料 | 20.12    | 17.5以上  | 5.0以上  | 4.0以下 | 7.0以下 | 0.60以上 | 0.45以上 |           |           |          |      |    |            | 12.9       |  |
| 同上                                | 同上   | ワルサン種豚用4号配合飼料     | 20.12    | 14.5以上  | 2.5以上  | 6.0以下 | 7.0以下 | 0.80以上 | 0.60以上 |           |           |          |      |    |            | 13.5       |  |
| 全農東京畜産生産事業所<br>東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-13  | H20.12.17<br>朝日工業株式会社<br>埼玉工場<br>児玉郡神川町渡瀬222 | オーツヘイ             | 20.12    | 5.2     | 1.3    | 28.9  | 3.7   | 0.21   | 0.14   |           |           |          |      |    |            | 6.6        |  |



|   |                  |           |       |     |     |     |     |      |      |  |  |  |  |  |  |  |  |      |
|---|------------------|-----------|-------|-----|-----|-----|-----|------|------|--|--|--|--|--|--|--|--|------|
| 株式会社ベンチャー<br>ウイスキー蒸留所<br>秩父市みどりが丘49番<br>地 | H20.12.18<br>同 左 | ウイスキー粕    | 20.12 | 3.8 | 1.6 | 4.1 | 0.7 | 0.05 | 0.09 |  |  |  |  |  |  |  |  | 80.3 |
| 同 上                                       | 同 上              | ウイスキー蒸留残液 | 20.12 | 1.3 | 0.2 | 0.0 | 0.4 | 0.01 | 0.07 |  |  |  |  |  |  |  |  | 96.4 |

(注) 1 飼料の名称の欄中の「㊟」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づき規格適合表示飼料であることを示す。  
 2 試験結果の概要の欄にあつては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対して過不足があつた場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

2 安全性に関する検査

| 製造事業場等の<br>名称及び所在地                    | 収 去 場 所                         | 飼料又は飼料<br>添加物の区分 | 飼料又は飼料添加物の名称 | 製 造<br>(輸 入)<br>年 . 月 | 試 験 結 果 の 概 要  | 備 考 |
|---------------------------------------|---------------------------------|------------------|--------------|-----------------------|----------------|-----|
| 全農東京畜産生産事業所<br>東京都渋谷区千駄ヶ谷5<br>-27-13  | 朝日工業株式会社埼玉<br>工場<br>児玉郡神川町渡瀬222 | 飼 料              | オーツヘイ        | 20.12                 | 重金属—カドミウム、鉛、ひ素 |     |
| 株式会社ベンチャーウイ<br>スキー蒸留所<br>秩父市みどりが丘49番地 | 同 左                             | 飼 料              | ウイスキー粕       | 20.12                 | 重金属—カドミウム、鉛、ひ素 |     |
| 同 上                                   | 同 上                             | 飼 料              | ウイスキー蒸留残液    | 20.12                 | 重金属—カドミウム、鉛、ひ素 |     |

(注) 1 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「㊟」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づき規格適合表示飼料であることを示す。  
 2 試験結果の概要の欄は、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄に違反の内容を示す。

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年二月十三日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成二十年十二月三日

指令飯整第二〇〇〇三一〇号

二 検査済証番号

平成二十一年二月六日

飯整第二〇〇〇四〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字小田谷字千代田

二八三番一、二八三番二、二八五番二、

水路の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字長瀬一五二番地

野口 義文

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年二月十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井 清司

一 許可番号

平成二十年十二月十八日

第二〇〇一〇八〇号

二 検査済証番号

平成二十一年二月六日

第二〇〇一一一五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字月輪字上ノ山一五

五〇一八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂戸市大字片柳一四六九一

栗原 正義

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年二月十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井 清司

一 許可番号

平成二十年十月三十日

第二〇〇〇八四〇号

二 検査済証番号

平成二十一年二月九日

第二〇〇一一一六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字今泉字仲町三四五

一一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市北区奈良町三二一一九

シャルマン 三一〇六号

新井 克実

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年二月十三日

埼玉県行田県土整備事務所長

南沢 郁一郎

一 許可番号

平成二十年九月十九日

指令行整第二〇〇〇二九〇号

二 検査済証番号

平成二十一年二月六日第三十三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字牛重字下裏八六

二一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

騎西町大字鴻莖七番地七

有限会社 野口不動産 代表取締役

野口 恒夫

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年二月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

- 一 道路の種類 国道
- 二 路線 名 一二二号
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧新別 | 区 | 間 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延<br>(メートル)長 | 備<br>考          |
|---|---|-----|---|---|-----------------|--------------|-----------------|
|   |   |     |   |   | 四・四〇〃<br>六・八八   | 三二・二七        | 自転車歩行者道整備工事による。 |
|   |   |     |   |   | 九・七二〃<br>二五・二五  |              |                 |
|   |   |     |   |   |                 |              |                 |

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年二月十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年十二月十八日

指令杉整第二〇〇一四二〇号

二 検査済証番号

平成二十一年二月四日

杉整第一五六六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字金原一五三―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字茨島九〇〇―二

コットンハウス二〇三

島村 久夫

埼玉県教委告示第四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十一年二月十三日

埼玉県教育委員会委員長

石川 正夫

一 日時

平成二十一年二月十九日 午前九時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

三 議題

埼玉県教育局教育委員会室

イ

平成二十一年度埼玉県教育行政重

点施策の策定について

ロ その他

|      |   |
|------|---|
| 発行日  | 毎週<br>火曜日・金曜日   |
| 購読料金 | 一年四万三千四百円<br>(郵便料金を含む)  |
| 発行者  | 埼玉県<br>さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇<br>〇四八―八二四―二二二一(代表)                             |
| 印刷所  | 埼玉新聞社<br>http://www.pref.saitama.lg.jp/A01<br>/BA00/kenpouhome/fr_top.htm |
| 印刷   | 関東図書株式会社<br>さいたま市南区別所三―一―一〇<br>〇四八―八六二―二九〇(代表)                            |